

メディアによる「表現の自由」への影響を読み解く憲法学習

—第6学年単元「表現の自由とメディア」の場合—

松 岡 靖

(教育学科准教授)

I はじめに

現代社会は、情報通信技術の発達に伴い、様々なメディアが拡張し、社会構造や制度、そして、我々のモノの見方・考え方にも大きな影響を与えるメディア社会である¹⁾。多様なメディアの出現が、それまでの発信者と受信者といった固定化された情報伝達の構造に変化を与え、受信者はマス・メディアによる一方的な情報獲得ではなく、情報発信の担い手となる可能性を有するようになった。このことは、日本国憲法の基本的権利である「表現の自由」と「知る権利」といった権利構造の面から民主主義をより実体化するといったプラス面の評価が与えられている²⁾。しかし、メディアを介した「表現の自由」は、表現がメディアに依存するが故、メディアによりコントロールされる危険性を常に有する。つまり、メディアを管理する者とそれに影響を与える社会により、我々の基本権である「表現の自由」が意図的に規制され、コントロールされる場合がある。芦部信喜が「表現の自由」は、自由権の中でもとくに重要な権利であると指摘するように³⁾、民主主義社会の根幹を成す権利が侵される危険性をメディア社会は常に抱えていると言えるであろう。

これまでの小学校の憲法学習の多くが、「表現の自由」を基本的人権の一つの事例として扱うことに留まり、人々の表現活動がコントロールされる現代のメディア社会の構造を読み解く学習は構成されてこなかったのではないだろうか⁴⁾。

そこで、本稿では、「表現の自由」に影響を与えるメディア社会の構造を解釈する学習を構成し、実証的検証を図ることで、新たな小学校

憲法学習の可能性について検討することを目的とする。

II 小学校憲法学習の課題

小学校憲法学習に関して、学習指導要領⁵⁾に準拠した教科書⁶⁾の一つでは、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりが事例として示され、このようなまちづくりは、日本国憲法の考えに基づくとして、三つの原則が確認されている。最初の「基本的人権」については、地域の識字・多文化共生学級を調べることで、教育を受ける権利は、「基本的人権」の一つであることが示されている。また、他の国民の権利と義務は概括的に図示されるに留まっている。次の「国民主権」に関しては、市役所の情報公開制度を事例に調べることで、市民の政治参加の視点から参政権が「国民主権」に基づくことが確認されている。そして、「平和主義」に関しては、「平和と人権資料館」を事例にして、憲法の前文と9条の条文を確認する学習が構成されている。つまり、小学校の憲法学習は、三つの原則に関して、具体的な地域のそれぞれの事象を事例にし、関連した三つの原則の憲法記述内容を確認することで、憲法と地方政治とのつながりを考える学習が中心となる。しかし、これらの学習では、参政権による政治参加といった直接的な政治と憲法のつながりを学習することが中心となり、民主主義に基づく他の諸権利の具体的事例に関して学習されないため、また、その背景が追究されないため、政治と憲法とのつながりを一面的に認識させることに留まっている。また、現代社会の変化と状況に応じて生じた新しい権利については、十分に学習がなされ

ないため、憲法と現実社会とのつながりがきわめて弱くなっているのである。

このことに関して、小田桐⁷⁾は、小学校の憲法学習に関する教科書の特徴として、「どの教科書も憲法への導入部において工夫の跡がうかがわれるにもかかわらず、遺憾ながら、それも三つの原則（柱）の説明に規定されてしまう。そしてそこに辿り着くまでに導入部の工夫が開花することなく（特徴をだすことができずに）記述が終わってしまう観を否めない。」とした上で、「かかる民主主義の精神を意識化する上で大きな役割を果たしているのが憲法学習である。だからこそ、憲法学習では、憲法の基本的な考え方を中心に理解させなければならない。」と、民主主義の理念といった原則を顧みる必要性を指摘し、「担当者は自分自身で憲法学習の仕方を工夫し、教材を集め、地域の地理や歴史、時事の社会問題や経済問題のような生きた教材を織り交ぜながら、子どもの知識欲を満足させるように指導していくのである。すると三つの柱は自然な形で子どもの中に意識化されるであろう。」と、生きた教材を通して憲法学習を行う必要性を指摘している。また、二階堂⁸⁾は、小学校教科書の憲法学習に関して、「教育内容として、憲法の理念を理解する学習にとどまっていること」、また、「教育方法として、地域社会をより良くしていくためには法を新たに形成していく法的資質を育成する視点が必要であるが、ここではこのような視点を欠いていること」を問題点として挙げ、憲法の理念を用いて問題解決させたり、法的問題を法を活用して主体的に考察させ、法を形成することのできる法的資質の育成を図ったりする必要性を指摘している。

以上の課題を踏まえると、小学校の憲法学習では、三つの原則の理解に留まるのではなく、民主主義といった理念を反映した現実社会の事例に基づき、子どもたち自身が政治と憲法を、社会構造との関わりの中から多面的に認識した上で、法形成等の新たな解釈を形成させることで、憲法の価値を判断できる学習を構成することが求められていると言えるだろう。本稿では、民主主義社会の理念に対して、特に重要である

「表現の自由」に焦点を当て、単元「表現の自由とメディア」を構成する。

Ⅲ 「表現の自由とメディア」の単元構成

1 メディア社会の表現に関する問題

本単元の事例としたのは、「尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件」である⁹⁾。

この事件では、これまでマス・メディアといった限られた組織でしか情報を広く公開できなかった社会から、誰でもが自由に多量のデータを発信できるメディア社会の構造変化が可能にしたと言えよう。また、発信された情報がメディア管理者により削除されたり、複製され再利用されたり、発信者の意向に沿わないデータ処理がなされるといった点にメディア表現がコントロールされる現象が見られる（図1）。

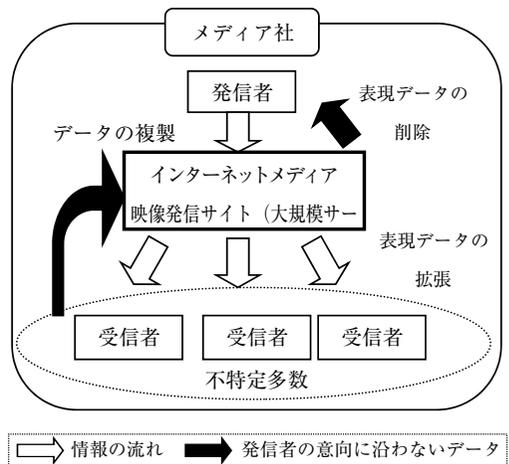


図1 表現が拡張するメディア社会

2 メディア社会を読み解く理論的枠組み

メディアによる「表現の自由」への関与の点で注目すべき論は、サイバースペースにおける表現規制に関わる論である¹⁰⁾。成原は、サイバースペースにおいて、法規制以上に技術的手段を用いた情報の遮断が人々の自由な表現活動に対して重大な脅威をもたらしうるとした上で、「情報流通経路の管理者」に着目している。「情報流通経路の管理者」とは、「送り手」から「受け手」への情報流通を物理的・技術的に管理する「媒介者」のことである。そして、成原は、サイバースペースにおける表現規制を、国家が「送り手」に対して表現規制を課すことで

情報が「受け手」に伝達されることを抑止する①「送り手に対する表現規制」と、国家が「情報流通経路の管理者」に技術的手段によって情報を遮断することを義務づけることによって情報の流通を抑止する②「情報流通経路の管理者を介した表現規制」とに区分し、各々に関して憲法上の問題を検討している。そこで、成原の論に基づき、メディアと「表現の自由」の関係について検討してみよう。

①「送り手に対する表現規制」に関しては、レッシグがサイバースペースにおける制約条件として、法、市場、規範、アーキテクチャの4点を示し、相互に依存し合う関係としている。その中で法律は、個人の行為を直接的に規制する場合のみならず、社会規範や市場、アーキテクチャの在り方を規制することを通じて、個人の行為を間接的に規制する場面も見出されるとする¹¹⁾。特にアーキテクチャに関して言えば、コードが法律によって規制されることで、間接的に規制できることとなる。例えばYouTubeといった映像配信サイトが、ある特定のコードでしか映像を配信できないと法律で規定されたなら、送り手の表現行為はコードによって規制される可能性があると言えよう。このことに関して、奥寺は、国家が「送り手」の表現の自由を規制することで、間接的に「受け手」の知る自由が制約されるといった問題構造がかねてより主題化されてきたと指摘¹²⁾し、単に「送り手」に留まらない「受け手」の権利侵害につながることを示唆しているのである。

②「情報流通経路の管理者を介した表現規制」に関しては、成原は、米国の「子どもインターネット保護法」による公立図書館のフィルタリングによる事前制限を事例に、利用者の表現の自由と知る権利の制限について論及している。この中で、事前制限は、「表現の自由」にとって重大な脅威になることから、規制を最小限にとどめること、規制が恣意的にならないこと、異議申し立ての機会が与えられることが必要であることを指摘している。これらのことは、「表現の自由」を規制するためには、国家は合理的理由を必要とすることを示唆していると言えよう。

これらの規制とメディア社会の情報表現の特徴が発信者と受信者の権利侵害を引き起こし、また、このような社会において、個人の行為の選択は、個人の心情と社会構造との葛藤によって生まれると言えよう。以上の検討に基づき、表現が制限されるメディア社会の枠組みは、図2のように示すことができる。

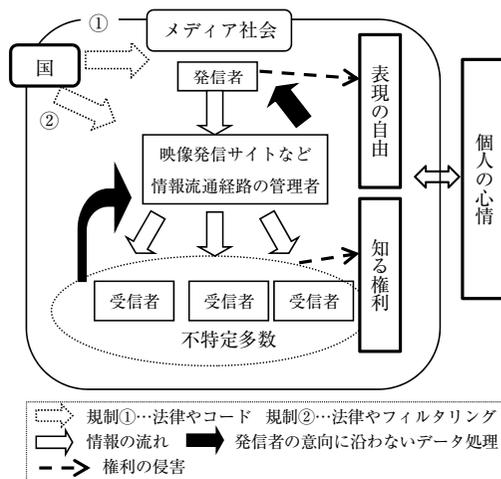


図2 表現が制限されるメディア社会

本稿では、メディアによる「表現の自由」への侵害といった影響を与えるメディア社会の構造を認識し、多様な観点から解釈する学習として「メディア社会解釈学習」を設定した¹³⁾。

3 「メディア社会解釈学習」による単元構成

(1) メディア社会で育成すべき能力

メディア社会は、情報通信技術の発達による社会構造の拡張とメディアによるコミュニケーション活動への影響によって特徴づけられた社会である。このような社会では、子どもたちの認識すべき内容は、時間の経過とともに、大きく変化することが予想される。すなわち、社会諸科学の学問の成果としての静的な知識の獲得だけを目指すのではなく、拡張するメディア社会の構造や社会的状況を子どもたち自身が、よりよく「解釈」¹⁴⁾できる能力を育成することが求められると言える。また、情報の量的拡大に代表されるメディア社会の拡張は、社会構造や制度、そして、我々のモノの見方・考え方にも大きな影響を与え、場面によっては、民主主義社会を否定したり、促進したりする場合も有り

得る。そのような状況の中で、民主社会の主権者として、市民一人一人が、社会の意味枠組みを捉え直し、自律して「解釈」できることが求められるのである。これらの「解釈」といった文言は、一般的には、個人的・恣意的な理解の仕方と解されている。同じ文章・作品・物事であっても、理解しようとする人の個人的な立場や関心によって理解の仕方が異なる時、その理解を「解釈」と呼ぶのである。社会科が社会事象の一面的な認識や判断を求める教科なら「解釈」する必要はない。但し、恣意的な「解釈」では、非合理的で個人内に留まる「解釈」も含んでしまうと言える。したがって、社会科学学習における「解釈」は、あくまでも「多様な社会的事象の認識に基づき合理的に考え判断する理解の仕方」であり、「認識」と「判断」を統合した概念であると指摘できるであろう。また、この「解釈」できる能力は、メディア社会といった変動する社会の中で中心となる力である。なぜなら、多様な情報と価値が存在する現代社会の中で、メディアによる一面的な情報に流さ

れず児童自らが、よりよく「解釈」できることが必要だからである。

(2) 学習目的と学習モデル

このようにメディア社会を「解釈」する力の育成を目指す「メディア社会解釈学習」では、次の二点の目的がある。第一は、メディア生産者や受信者の行為や願いに共感的理解を図る場面と両者に影響を与える社会の構造を批判的に追究する場面を位置づけることで、メディア生産者や受信者に影響を与える社会の構造を多面的に認識させ、多様な観点から解釈させることである。また、第二は、これらの社会構造の認識に基づき、子どもたち自身が新たな解釈を構築する場面と新たな解釈を吟味する場面を位置づけることで、自分たちが何をすべきか、自律した価値判断を保障することである。これらの目的に応じて、「メディア社会解釈学習」の学習過程と学習モデルを次のように設定した。なお、本稿では、メディア表現をコントロールする社会を読み解くことに焦点を当てた学習モデルとなっている¹⁵⁾。

〈目標〉

メディア社会のコントロール化（意図的なメディア操作）の現象を解釈し、対案を吟味し、よりよい社会形成のために自分たちが何をすべきか判断する。

〈学習過程〉

		学 習 活 動	認 識 内 容
メディア社会解釈学習	現状の枠組みの解釈 問題設定場面	①メディア経験の実体化 ②メディアの問題状況の把握 ③①と②の比較による学習問題の設定 ④学習問題に関する予想の設定	○メディアの問題状況の認識 ○認知的不協和によるメディアに関わる学習問題の認識
	構造分析場面	①メディア生産者とオーディエンスへの影響との出会い（共感的理解） ②両者に影響する社会構造の批判的追究（両者への共感による社会構造の可視化） ③対立する価値の理解と学習者の評価	○メディア生産者とオーディエンスへの影響の認識 ○メディア社会の構造の認識 ○多面的な価値内容の認識
	新たな解釈の構築 解釈構築場面	①対立する価値に応じたグループ設定 ②グループごとに対抗メディアの制作（生産者の立場）	○思考の表現を通した認識内容の強化 ○協同的学習による認識内容の相対化
	解釈吟味場面	①制作したメディアの発表（生産者の立場から） ②各々のメディアについての討論（オーディエンスの立場から） ③メディアの問題に関する当事者の意見の共有化 ④自らの考えの振り返り	○討論を通した各々のメディアに関する多面的な価値の再認識 ○価値観の対立点の再認識 ○多面的な価値の再認識 ○自らの認識内容の修正と知識の再構成

IV 「表現の自由とメディア」の開発

「メディア社会解釈学習」に基づき、単元「表現の自由とメディア」を構成する。

1 単元の指導目標

（知識・理解）

- ・映像配信サイト（YouTube）の仕組みと影響する社会構造について理解することができる。

- ・表現の自由と知る権利の内容を知り、表現に関するメディア社会の問題を理解することができる。
- ・作成した法律について交流し、メディア社会における法律と心情的対立状況について理解することができる。

- ・作成した法律に対する意見を聞き、多様な見方と考え方があることを知る。

(思考・判断・表現)

- ・「尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件」の概要を知り、保安官の判断について考えることができる。
- ・「尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件」と表現の自由の関連と影響について考えることができる。
- ・保安官の判断を考え、保安官の立場を支持するかどうか自らの考えを明らかにすることができる。
- ・保安官の判断に関して自らの考えに基づいた法律をグループごとに形成することができる。
- ・保安官の判断に対して法律を形成し、他のグループや他者の意見と比較する中で、自分なりの意見を形成することができる。

2 単元の指導計画

*全10時間（ ）の数字は時間数

次	場面	学習内容	認識内容	教材・教具
1 (1)	〈導入〉 問題設定 場面	1. 尖閣諸島の地理的位置の確認 2. 尖閣諸島中国漁船衝突事件の整理 3. 尖閣諸島中国漁船衝突事件の映像の視聴 4. 映像を流出した保安官の処遇による学習問題の設定 5. 学習問題①に関する予想の設定	○尖閣諸島中国漁船衝突事件映像による問題状況の認識 ○認知的不協和による学習問題の認識	尖閣諸島中国漁船衝突事件の映像 (YouTube 映像)
2 (3)	〈展開Ⅰ〉 構造分析 場面	1. 予想の交流と映像を容易に公開できる仕組みの追究 (映像サイトの仕組み・発信データの利用など) 2. 保安官の映像公開に対する意識への共感 3. 表現を規制する構造についての追究 (表現の自由・知る権利など) 4. 保安官の表現の葛藤場面の把握	○映像発信サイトと表現規制の構造の多面的認識 ○表現の自由に関する価値対立の認識	映像サイトの仕組み・発信データの利用状況・利用規約等の資料 憲法21条・守秘義務等の法律の条文
3 (3)	〈展開Ⅱ〉 解釈構築 場面	1. 保安官の行為を支持するか否かといった表現の自由の価値に応じたグループ設定 2. グループごとに法律の形成 (表現の自由の規制状況に対する法律を視点に)	○思考の表現を通じた認識内容の強化 ○協同的学習による認識内容の強化	ワークシート
4 (3)	〈展開Ⅲ・まとめ〉 解釈吟味 場面	1. 形成した法律の発表 2. 各々の法律についての討論 (評価と改善策の提示) 3. 法律の専門家による意見の紹介 4. メディア社会の表現の自由について自分の判断の振り返り	○討論を通した各々のメディアに関する多様な対策の認識 ○多様な価値判断の認識 ○自らの認識内容の修正と知識の再構成	教材提示装置 プロジェクター 振り返りシート

3 単元の構成内容

(1) 問題設定場面

最初に、「尖閣諸島中国漁船衝突事件」について知っているかどうか確認する。尖閣諸島的位置を地図帳で確認したうえで、事件の概要について調べさせる。日本と中国の領土に関する問題であることを確認させた上で、流出した漁船が衝突した映像を見せる¹⁶⁾。多くの子どもが「中国漁船から衝突してきた。」「中国に責任がある。」と感じるであろう。この映像の必要性について確認した上で、映像は、海上保安庁の保安官が YouTube に映像をアップしたこと、その後、保安官は書類送検され、退職することになったことを説明し、「なぜ、みんなが知りたい映像を流した保安官が辞めないといけない

のだろうか」と学習問題を成立させ、予想させる。

(2) 構造分析場面

映像を流した保安官の気持ちについて共感させた上で、「どのようにして YouTube に映像をアップするのだろうか。」と問い、メディア社会の多量のデータを公開することの容易さについて調べさせる。次に、保安官は次の日にはデータを消去したにもかかわらず、データが残っている理由について考えさせ、発信されたデータは、受信者に容易に保存され、複製され、再利用されるメディア社会の仕組みについてまとめる (現代のメディア社会の認識)。次に、保安官の気持ちを振り返らせたいうえで、保安官の情報発信に制限を加えたのは何か考えさせ、調べさせる。保安官に影響を与えるのは、公務

員としての義務（国家・法律の規制）、表現の形式（コードの規制）、映像サイトの管理者（情報流通管理者の規制）によって、規制されていることを知る。そして、憲法21条の条文を提示し、日本国憲法では「表現の自由」と「知る権利」が規定されていることを知ったうえで、「今回の事件は、表現の自由が守られていますか。」と問うと辞めないといけなくなったのだから「表現の自由」は守られていない、表現できたのだから「表現の自由」は守られていた、と考える児童がいるであろう。そこで、「なぜ、国は法律で情報を規制できるのですか」と問うと、誰でもが自由に情報を発信したら、国の秘密が守れない、また、人権が守れないと答えるであろう。そこで、どんな時に国は規制できるのか調べさせる。すると、国が規制できるのは、合理的な理由が明らかに存在するときであると理解できるであろう。合理的な理由とは何か考えた後、今回の事件は、法律とメディア社会の構造の中で生まれた事件であることを知り、メディア社会の表現規制の構造についてまとめる。そして、今回の事件に関して、もし自分が保安官の立場なら、どうするのか考えさせる。

(3) 解釈構築場面

最初に、保安官の行為を支持するかどうか選択させる。個人の行為を左右するのは、法律な

どにより表現が規制される構造と個人的心情の葛藤である。保安官の行動を支持するなら、つまり、個人の心情を優先させ、表現の自由を最大限認めるよう解釈するのなら、法律における守秘義務について評価させ、データの規制は許さない法律を形成させる。また、保安官の行動を支持しないなら、つまり、表現の自由は規制されるべきと解釈するなら、法律における守秘義務について評価させた上で、コードによる規制と映像発信サイト（データの複製・データの不特定多数への発信）を管理する法律を形成させる。そして、選択したグループごとに、重視する点を明らかにした上で、具体的に法律を形成させる。

(4) 解釈吟味場面

第3次で形成した法律について、グループごとに発表させる。その際、支持か不支持かの理由を明確にした上で、自分たちが形成した法律を発表させる。視聴するグループは、自分の立場に基づき意見を形成し、それぞれの解釈について評価を行う。その後、作成した法律は法律の専門家に評価してもらい、現状ではメディアの影響に関して十分な法律が存在しないこと、規制が難しいこと等意見をいただく。そして、最後にメディア社会の「表現の自由」について自分の考えをまとめ、意見を形成する。

4 単元の展開

	教師による主な発問・指示	教授・学習活動	子どもの反応
導入 問題 設定	・尖閣諸島って知っていますか。地図で確認しましょう。 ・どんな問題が起こっているのか知っていますか。調べましょう。	T 発問する P 答える T 発問する P 調べる	・沖縄県の南にある。石垣島に近い。台湾にも近い。 ・日本が領有している尖閣諸島に関して、中国と台湾が領有権を主張している問題。石油問題が関与していると言われている。
	・中国漁船と日本の海上保安庁の船が衝突した事件がありました。覚えていますか。	T 発問する P 答える	・覚えている。中国漁船と海上保安庁の巡視船が尖閣諸島付近で衝突した事故。逮捕された船長は釈放され、中国側はレアアースの禁輸をした。(YouTubeの映像を視聴する)
	・その時の映像があります。視聴してみましょう。 ・どちらに問題がありますか。	T 指示する P 視聴する	・明らかに漁船から衝突している。漁船側に問題がある。
	・もし、この映像がなかったら事件についてわかりますか。	T 発問する P 答える	・わからなかった。どちらが悪いかははっきりしない間に、船長が釈放され、レアアースが禁輸になり、中国側の強硬な姿勢に対する日本が屈した理由がわからなかった。
	・でも、この映像を流した保安官は、退職してしまったのです。	T 説明する	
○なぜ、みんなが知りたい映像を流した保安官は辞めないといけなくなったのだろうか。	T 発問する P 予想する	・国の秘密を洩らしたからではないのか。 ・国にとって都合の悪いこと映像を発信したからではないのか。	
・予想しましょう。			

展開 I	・映像を流した時の保安官の気持ちを書いてある資料があります。何と書かれていますか。	T 指示する P 答える	・「この映像は国民の誰もが見るべきもの。うやむやになってはいけないと思った。倫理に反するなら甘んじて刑にも服します。」など。
	・保安官は、どのようにして YouTube にアップしたのだろうか。YouTube の仕組みについて調べましょう。	T 発問する P 調べる	・YouTube では、アカウントを設定すれば、誰でも匿名で映像を流すことができる。2GB まで15分の映像をインターネットを利用してアップする。アップされた映像は不特定多数に公開される。利用規約を守らない場合削除される。
	・保安官は、アップした次の日に削除しました。でも、今見るができますか。なぜですか。	T 発問する P 答える	・アップした映像を利用者が保存し、再配布を行ったからである。
	・保安官はアップするときにどんな気持ちだったのだろうか。	T 発問する P 答える	(現代のメディア社会の仕組み) ・公務員として秘密を守らなければならない思いとみんなに公開してみんなに本当ことを伝えようとする強い思い。
	・保安官がアップするときに迷うのはどんなことが関係しているのですか。調べましょう。	T 発問する P 調べる	(国家公務員法などの守秘義務の法律・発信コードの問題・映像サイトの管理等の資料を用いる。)
	・保安官が映像を表現するまでの社会の仕組みをまとめましょう。	T 発問する P まとめる	・保安官の表現に制限を与えるのは、公務員としての義務(法律の規制)、表現するための形式(コード)、映像サイト管理者の意向などによって規制される。
	・憲法21条では「表現の自由」が規定されています。「表現の自由」の条文には何と書かれていますか。	T 発問する P 答える	(コントロールされるメディア社会) ・「①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」
	・「表現の自由」が保障されるには何が必要ですか。	T 発問する P 答える	・表現されたことが、人々を知ることができなければならない。(知る権利)
	○今回の事件は、表現の自由が守られていますか。	T 発問する P 答える	・辞めなくてはなくなったのだから、表現の自由は守られていない。
	・なぜ、国は法律で表現を規制できるのですか。	T 発問する P 答える	・表現できたのだから表現の自由は守られている。
・国はどんな時に表現を規制できるのか調べましょう。	T 発問する P 調べる	・自由で国の秘密を発信したら、国の安全が守れない。個人の情報も流れてしまう。	
・今回の事件は、どんな事件かまとめましょう。	T 発問する P まとめる	・合理的理由がある時、規制することができる。(選挙の公正等、一元的内在制約説の解説)	
・もし、あなたが保安官の立場なら、どうしますか。	T 発問する P 答える	・誰でもが自由に多くの人に情報を発信できるメディア社会の仕組みとそその中の保安官の判断によって生まれた事件である。	
展開 II	・保安官の行動を支持しますか、支持しませんか。	T 発問する P 答える	・みんなに知ってほしい情報なので公開する。
	・保安官の立場を支持するなら、表現の自由は最大限守られるべきですね。保安官の守秘義務について考えた上で、発信した映像が守られるには、どうしたらいいですか。	T 発問する P 答える	・公開しない。公務員として法律を守らなければいけないのではないか。
	・保安官の立場を支持しないなら、表現の自由は規制されるべきですね。保安官の守秘義務について考えた上で、映像発信サイトをどのように管理すればいいですか。	T 発問する P 答える	・支持する。確かに公務員で守秘義務があるが、公開することによってたくさんの人々の知る権利が守られる。
解釈構築	・支持する立場ごとのグループに分かれて、法律を作成しましょう。(グループごとに、立場を明確にした上で、法律を作成する。法律の下部にはその理由を説明する。)	T 指示する P 作成する	・支持しない。守秘義務があるだけでなく、国の秘密を洩らしたら、中国との関係が悪くなる。
	・グループごとに作成した法律について発表します。それぞれが作った理由を主張してください。	T 指示する P 発表する	・A：保安官の立場を支持する。その場合、守秘義務に関する法律は、「職員は、職務上知ることができた法律は漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」は、個人の情報に関する内容に限ると書き加える。
評価	・それぞれの法律に対して、自分たちの立場から評価しましょう。	T 発問する P 評価する	また、発信した情報を勝手にサイト管理者が消したりしないように、法律に明記する。
		T 指示する P 発表する	・B：保安官の立場を支持しない。守秘義務の法律は、より罰則を厳しくする。また、万が一情報が流出した場合、サイト管理者にデータ削除ができるよう法律に規定する。そして、発信した情報が複製されないようデータを保護することを法律に明記する。 (作成する)
		T 指示する P 発表する	(グループごとに発表)
		T 発問する P 評価する	・A←：国の情報が勝手に発信されたら、国の安全が守れないときがあるのではないか。中国が

展 開 Ⅲ			<p>レアアースを禁輸したように、産業に打撃があるのではないか。法律でサイト管理者が消さず広く行き渡った場合、複製だけでなく改ざんされ利用されることがあるのではないか。</p> <p>B←：個人の表現の自由が規制されるなら、国がもし不正を行った場合、気づいても見て見ぬふりをするようになる。サイト管理者を厳しく法律で規定したら、国にとって都合の悪い情報は発信されなくなる。</p> <p>(各評価に対して、各グループは反論する)</p>
ま と め	<p>・評価に対して反論しましょう。</p> <p>(作成した法律を事前に法律家に見せ、意見をいただく。)</p> <p>・みなさんの法律について、法律の専門家の意見を紹介します。</p> <p>・誰でもが自由に表現する機会がある社会の中で、メディアを利用した表現についてどう思いますか。</p>	<p>T 指示する</p> <p>P 反論する</p> <p>T 紹介する</p> <p>P 視聴する</p>	<p>「インターネット上の表現について包括的に規制する法律はない。個別に今までの法律に基づいて判断している。インターネット上の表現規制は事前ではなく事後規制が憲法上許される等。」</p> <p>・他人の権利を侵害することのない表現の自由は認められるべきであり、規制されてはいけない。</p> <p>・誰でもが自由に表現できる時代だから、時代に合った法律が必要である。</p> <p>・自分たちの意見を表明できる「表現の自由」は憲法にとって大切な条文である。しかし、現代のように多様な表現が可能であるだけでなく、表現が規制される場合もあり得る社会では、「表現の自由」が最大限守られるよう法律を整備すべきだと思う。でも、自分の思いと法律が異なるときどのように行動したら良いのであろうか。</p>
解 釈 吟 味	<p>・なぜ、憲法に「表現の自由」が規定されているのか、自分の意見をまとめましょう。</p>	<p>T 指示する</p> <p>P 振り返る</p>	

V 子どもの認識変容と分析

1 分析の視点と方法

メディア社会のコントロール化（意図的な情報操作）の現象を多面的に解釈した上で、対案を吟味し、自分たちが何をなすべきか自律した意見形成を目指す本授業では、子どもたちがメディア社会の構造を多様な視点から解釈し、多面的な価値比較から、自らの解釈を形成する。実践した授業¹⁷⁾について、次の二点から分析を行う。第一は、メディア社会の構造の「多面的な解釈」についてである。第二は、自らが解釈した意見の形成についてである。

各々について、主なワークシートの記述内容をまとめると表1、表2に示したようになる。

2 子どもの認識変容の考察

最初に、中国漁船映像流出事件に対する意見（表1）を分析すると次のようになる。問題設定場面では、国際問題や海上保安庁などの職場の問題等、表面的な予想に留まっているが、構造分析場面において、今回の事件において、表現の自由が守られているかどうか考えた意見では、表現の自由について多様な観点から考えている。A児、B児は、表現の自由は守られていると考え、その理由を「映像が発信できたこと」、「国民の知る権利が守られたこと」を挙げ

ている。C児、D児は、表現の自由は守られていないと考え、その理由を「退職したこと」、「退職後の生活の厳しさ」を挙げている。また、E児は、両方であると考え、表現の自由と守秘義務は矛盾していることを指摘している。これらのことから、当初、流出映像を視聴した時の主観的な考えから、具体的な事件と表現の自由を照らし合わせることで、表現の自由が多様な観点から解釈されていることが指摘できる。

次に、保安官の立場と法律作成に関する記述内容（表2）を分析すると次のようになる。A児、B児、C児は、保安官の行動を支持した上で、A児は、国家公務員法の改正とサイトの再公開を禁止する法律を形成している。また、B児は、公開のための条件を示した上で、サイト管理の法律を作成している。C児は、守秘義務と国民の知る権利が重なった場合、知る権利が優先されることを示した上で、発信サイトの削除を規制する法律を形成している。また、D児、E児は、保安官の行動を支持しないとした上で、C児は公務員の守秘義務を厳しくする法律を作り、また、E児は、プライバシーの権利と比較させ、守秘義務を厳しくする法律とサイト管理の法律を形成している。これらのことから、次のことが指摘できる。第一に、其々の児童が、表現の

表1 中国漁船衝突映像流出事件に関する記述内容

	問題設定場面 「なぜ、みんなが知りたい映像を流した保安官は辞めないといけなのだろうか。」	構造分析場面 「今回の事件は、表現の自由が守られていますか。」
A 見	中国とのつきあいが悪くなるから、辞めないといけなくなったから。	表現の自由は守られています。なぜなら、自分で映像を出して、自分で消しているから。だから、その後、映像が再利用されたとしても、それは一色さんの問題ではないし、辞めたのも自分からだから、守られていると思います。
B 見	海上保安庁で働きにくくなって辞めた。	確かに守秘義務はあるけれど、国民の知る権利が優先されるべきだと思う。表現の自由は知る権利と一体になっているから、表現の自由は守られている。
C 見	国際問題にしたくなかった。みんなが中国が悪いと言ったら困るから。	表現の自由は守られていない。なぜなら、憲法において、一切の表現の自由は保障すると述べているのに、一色さんは仕事を辞めることになったから。起訴した検察は、おかしいと思う。
D 見	国同士の関係が悪くなり、いろいろなデマが流れ、混乱させた責任をとった。	表現の自由は守られていない。保安官は辞めないといけなくなったから。保安官を辞めたら、退職金は出たけど、生活が大変であり、国民のためにやったことで生活が苦しくなるのだから、表現の自由は守られていないと思う。
E 見	上の位の人が、許可していないのに、勝手に流してしまったから。	両方である。表現の自由は、矛盾している。憲法では、表現の自由やプライバシーの権利や知る権利があり、法律には、守秘義務がある。しかし、簡単にみんなにアップして知らせることができるのだから、守秘義務があっても意味がない。

表2 保安官の立場と法律作成に関する記述内容

	解釈構築・吟味場面 「保安官の立場を支持しますか、支持しませんか、それぞれの立場を明らかにして、法律を作成しましょう。」	
A 見	私は、一色さんの行動を支持します。その為に、国家公務員法の守秘義務を変え、国民にとって大事な情報は、内閣総理大臣の許可を得てから、公開できるようにする（守秘義務特別法）。また、公開した情報を再アップロードされないように、再公開を禁止する法律を作ります（再アップロード禁止法）。	
B 見	支持する。国民の過半数が期待していると思われる場合は、守秘義務より表現の自由が優先されるべきである。国家公務員の守秘義務があるものを国会で公表して、議員の3分の2以上の可決で国民に公開できるようにする（個人情報を除く）。つまり、公務員守秘義務公開法があればいいと思う。あと、公開された情報は守られなければならないから、サイト管理者が勝手に消せない法律が必要（サイト管理法）。	
C 見	支持します。もし、国民の「知る権利」と「国家公務員法」の守秘義務が重なった場合、守秘義務が優先されるが、国際問題に関しては、国民の知る権利が優先される（国家公務員法を変える）。また、国民のための情報を公開しない場合、懲役か罰金を課す。また、情報発信サイトの管理者が情報を削除した場合、表現の自由を守られていないと考え、禁固3年の罰を与える（発信サイト規制法）。	
D 見	ぼくは、一色さんの行動は国民のためになるけれど、国のためにはならないと思うので不支持です。映像を流すことで国同士の関係が悪くなったら困ります。だから、公務員は絶対に情報を公開してはいけない守秘義務完全保護法が必要だと思います。（公務員を解職、3年以上の懲役にする）	
E 見	不支持です。国家公務員は、ある程度自由は制限されるべきだと思う。そうしなければ、プライバシー保護法などが成り立たなくなる。だから、守秘義務を更に厳しくして、退職ではなく免職にする。（国家公務員法の改正）また、国に関わる情報がアップされたら、国に聞いてから公開するようにする（サイト管理法）。	

自由とそれに関する法律を解釈し、多様な法律を形成していることである。第二に、いずれの立場を取っても、メディアを管理する法律の必要性を示している点である。このことは、児童が、現代のメディア社会と表現の自由といった権利間にある矛盾に気づき、よりよく社会を改善しようとする意向を示していると指摘できる。

VI おわりに

本稿では、人々の表現がコントロールされる現代のメディア社会の構造を解釈する学習を構成し、メディアと「表現の自由」の関係を読み

解く新たな憲法学習を開発し、その有効性について考察した。結論として、本学習では、児童が、現実の社会問題を読み解き、多様な観点から解釈し、自らの法律形成が可能であったことから、有効な学習構成であったと言える。また、憲法学習改善の視点から次の二点が指摘できる。第一は、小学校の憲法学習は、憲法の理念に応じた具体的な社会問題を学習対象とすることでである。単に3原則の理解に留まるのではなく、生きた教材を活用することで、児童が憲法の持つ価値を現代社会の側面から意識化させること

が可能となる。第二は、具体的な法律を児童に形成させることの意義である。法形成の活動は、現状の法律と社会の関係を構造的に読み解き、自らの解釈を明らかにする活動である。児童、自らが判断した内容を具体的に法律として表明させることで、法形成の主体者としての資質育成につながる可言えよう。

【註】

- 1) メディア社会の概念に関しては、次の文献を参考にした。
 - ・中野取「メディア社会の猫像」『社会労働研究』43号、1997年。
 - ・水越伸『デジタル・メディア社会』岩波書店、1999年。
- 2) 松井茂記『インターネットの憲法学』岩波書店、2002年、pp.15-24。
- 3) 芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論(1)』有斐閣、2000年、p.239。
また、同様な意見は、次の文献でも見られる。大石泰彦『メディアの法と倫理』嵯峨野書院、2004年、p.7。
- 4) 小学校の憲法学習に関して、身近な出来事から日本国憲法を考える授業として、主に次の授業等がある。
 - ・歴史教育者協議会編『わかって楽しい社会科6年の授業』大月書店、2001年、pp.200-222の坪井多愛子の実践・安野功編著『小学校社会科 活動と学びを板書でつなぐ全単元・全時間の授業のすべて 小学校6年』東洋館出版社、2005年、pp.192-209の次岡孝幸の実践。これらの実践は、身近な出来事から日本国憲法の三大原則の理解を目指した実践であり、「表現の自由」に影響を与える社会問題を対象にしていない。
- 5) 文部科学省「第2節社会」『小学校学習指導要領』東京書籍、2008年。
- 6) 次の小学校社会科教科書5社について検討した。
 - ・東京書籍『新しい社会5下』2010年・教育出版『小学校社会6下』2010年・光村図書『社会6』2010年・日本文教出版『小学生の社会6下』2010年・日本文教出版『小学校社会6年下』2010年。
 これらの教科書では同様に、地方公共団体の働きから政治の仕組みと憲法を学習する展開となっている。本文では、東京書籍の検討内容を具体的に示している。
- 7) 小田桐忍「小学校社会科における憲法学習について—その改善に向けての一提言—」『東京未来大学研究紀要』第1号、2008年、pp.57-66。
- 8) 二階堂年恵「小学校社会科における法関連教育の現状と問題点、及びその改善策につい

- て」『広島文化学園大学学芸学部紀要』第1巻、2011年、pp.29-40。
- 9) 本事件は、尖閣諸島中国漁船衝突事件の映像が動画投稿サイト「YouTube」に流出した(2010年の11月4日)事件である。
 - 10) 成原慧「サイバースペースにおける情報流通構造と表現の自由—米国における『情報流通経路の管理者を介した表現規制』の検討を中心に—」『東京大学大学院情報学環研究紀要情報学研究』No.76、2010年、pp.137-153。
 - 11) レッシグ・ローレンス (Lessig Lawrence)、山形浩生、柏木良二訳『CODE—インターネットの合法・違法・プライバシー—』翔泳社、1999年。
 - 12) 奥平康弘『なぜ表現の自由か』東京大学出版、1988年。
 - 13) 本研究では、当初、メディア自体を解釈する意図から「メディア解釈学習」と標記し、次の拙稿を発表した。
 - ・松岡靖『「メディア解釈学習」による小学校情報産業学習の開発—単元『メディアによる風評被害』の場合—』社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第22号、2010年、pp.160-170。
 - ・松岡靖「ネットメディアによる販売と消費の変化を読み解く『メディア解釈学習』—単元『成長するネットショッピング』の場合—」全国社会科教育学会『社会科研究』第74号、2011年、pp.11-20。
 本稿では、メディアが存在する社会の構造を解釈する学習の意図から、「メディア社会解釈学習」と表記を改め、研究を進展させている。
 - 14) 「解釈」に関して、吉見は社会科学のパラダイムが「法則と例証」から「事例と解釈」を重視する方向へ改変したことを指摘した。また、田中は、そのことにより、社会諸科学の学問成果の獲得を目指す社会科から状況を作り出す社会的背景や政治的枠組みを解釈する学習へと変化していることを指摘している。
 - ・吉見俊哉『カルチュラル・ターン、文化の政治学へ』人文書院、2003年。
 - ・田中伸「小学校社会科文化学習の改善—知識を受容する学習から意味を解釈する学習へ—」『兵庫教育大学研究紀要』第33巻、2008年。
 - 15) 本学習指導論では、デジタル化、ステレオタイプ化、イベント化、コントロール化といったメディア社会の社会構成に応じて4点の学習モデルを設定している。本稿ではコントロール化の学習モデルに基づいている。松岡靖『メディア社会に焦点化した小学校社会科カリキュラム開発研究』風間書房、2015年。
 - 16) <http://www.youtube.com/>
 - 17) 平成23年11月~12月の期間において、広島大学附属小学校6年生80名を対象に検証授業を実施した。